

令和4年7月19日

報道機関各位

青森県県土整備部河川砂防課

令和4年度青森県河川海岸環境美化活動等表彰の表彰式を開催します

本表彰は、河川または海岸の環境美化活動等について、功績が顕著な者を表彰し、自発的に行う河川海岸愛護活動の促進を図ることを目的とするもので、平成14年度から行っております。

今年度も、下記のとおり開催いたしますので、取材方よろしく願いいたします。

記

区分	団体名	活動内容
知事表彰	五戸川をきれいにする会	河川清掃活動 環境学習活動

日時：令和4年7月29日（金） 15時30分から

会場：八戸合同庁舎 4階 大会議室

授与者：三八地域県民局地域整備部長による代理授与

報道機関用提供資料	
担当課 及び 担当者	県土整備部 河川砂防課 水政グループ 小野 GM
電話番号	水政G 直通：017-734-9661 内線：6726
報道監	類家 県土整備部次長

青森県河川海岸環境美化活動等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河川又は海岸（河川及び海岸以外のふるさとの森と川と海保全地域を含む。以下同じ。）の環境美化活動等について功績が顕著なものを表彰し、もって県民、事業者又はこれらの者の組織する特定非営利活動法人その他の民間の団体が自発的に行う河川又は海岸の保全及び創造に関する活動の促進を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、知事表彰又は県土整備部長表彰とし、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

- (1) 多年にわたり河川又は海岸の環境美化活動、環境学習活動、親水活動等に尽力し、その功績が顕著なもの
- (2) 多年にわたり河川又は海岸にかかわる伝統行事の保存活動等により地域文化の活性化に尽力し、その功績が顕著なもの
- (3) その他河川又は海岸の保全及び創造に関し特に著しい功績のあったもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 表彰を行う場合には、前項の表彰状に加え賞品を授与することがある。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年7月に行う。ただし、特別の理由により他の時期に表彰することが適当と認められる場合は、その都度行う。

(表彰の手続)

第5条 市町村長及び地域県民局の地域整備部長は、第2条各号のいずれかに該当するものがあるときは、知事又は県土整備部長に推薦することができる。

- 2 前項の推薦は、推薦書（第1号様式）に事績調査書（第2号様式）その他参考となる資料を添付して行うものとする。この場合において市町村長の推薦に係る書類は、当該市町村の区域を所管する地域県民局の地域整備部長を経由するものとする。
- 3 知事又は県土整備部長は、第1項の規定による推薦があったものについて、第2条各号のいずれかに該当するかどうか審査の上、被表彰者を決定するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月4日から適用する。

青森県河川海岸環境美化活動等表彰要綱の運用

1 第1条関係

- (1) この表彰制度は、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成13年12月青森県条例第71号。以下「条例」という。）第14条の規定による民間団体等の自発的な活動の促進のために県が行う措置の一環として位置付けられるものであること。
- (2) この表彰の対象となる河川又は海岸は、本県の区域に所在する河川又は海岸とするものとし、「ふるさとの森と川と海保全地域」とは、条例第6条の規定により指定された区域をいうものであること。
- (3) 「これらの者の組織する特定非営利活動法人その他の民間の団体」とは、NPO等の法人格を有するもの又は自然保護団体等の環境保全活動を行うことを目的とする団体のみならず、町内会、PTA、婦人会及び青年会等の県民が組織する団体、事業者が組織する団体並びに県民及び事業者の双方が参加して組織する連絡協議会等の団体を含むものであること。

2 第2条関係

- (1) 知事表彰及び県土整備部長表彰の区分及び表彰件数は、原則として次のとおりとするものであること。
 - ア 知事表彰 県土整備部長表彰を受賞しているもので、引き続き5年以上当該活動に尽力し、功績が顕著なもの 1件程度
 - イ 県土整備部長表彰 5年以上にわたり河川又は海岸の環境美化活動等に尽力し、功績が顕著なもの 3件程度
- (2) 第1号の「環境美化活動」とは、河川又は海岸の清掃、除草、植栽、水質浄化等の活動を、「環境学習活動」とは、魚の体験放流会、野生動植物の観察会等の開催、水生生物調査の実施等の活動を、「親水活動」とは、河川又は海岸に係るイベント、レクリエーションの実施等住民が直接河川又は海岸に触れ、親しむことのできる活動をいうものであること。
- (3) 第2号の「伝統行事の保存活動等」とは、祭礼、風俗、民俗芸能の保存や発展に関する活動をいうものであること。
- (4) 第3号に該当するものとしては、河川又は海岸の実態把握のための継続的な調査活動や河川又は海岸環境の保全に有益な研究・技術開発などが考えられるものであること。

3 第4条関係

表彰は、国土交通省が定める「河川愛護月間」及び「海岸愛護月間」である毎年7月に行うものであること。

4 第5条関係

- (1) 第2項の「参考となる資料」としては、活動状況に係る写真、新聞等の報道資料、団体の定款・役員名簿等があるものであること。
- (2) 第2項の規定により市町村長から推薦書類の経由を受けた地域県民局の地域整備部長は、その内容について意見を付して知事又は県土整備部長に副申するものであること。